

無料職業紹介事業に係る業務の運営に関する規程	制 定	平成 22 年度第 87 号 平成 22 年 3 月 1 日 外国人技能実習部担当理事
------------------------	------------	---

無料職業紹介事業に係る業務の運営に関する規程

事業所名 公益社団法人 経営・労働協会 技能実習生無料職業紹介所

第 1 求 人

- 1 本紹介所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する技能実習生（取扱地域：国内、中国、ベトナム、インドネシア 対象職種：技能実習生対象職種の全職種）の職業紹介に関する限り、求人の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合、その他外国人技能実習制度の趣旨に反する場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。

第 2 求 職

- 1 本紹介所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する技能実習生（取扱地域：国内、中国、ベトナム、インドネシア 対象職種：技能実習生対象職種の全職種）の職業紹介に関する限り、求職の申込みについてこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、外国人技能実習生の送出し機関を経由して、所定の求職票により申し込みください。
求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、当該外国人技能実習生の送出し機関を経由して、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

第 3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

- 3 紹介に際しては、求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
- 4 求職者の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者に行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用契約が締結しましたならば、求人者、求職者双方から本協会に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用契約を締結しなかった場合にも同様報告してください。
- 3 本紹介所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は「無料職業紹介事業に係る個人情報適正管理細則」に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本紹介所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本紹介所の取扱職種の範囲は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生（取扱地域：国内、中国、ベトナム、インドネシア 対象職種：技能実習生対象職種の全職種）の受入に限定するものです。
- 6 本紹介所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本紹介所の無料職業紹介に係る業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

附則

- 1 平成25年4月1日改正
(改正部分：取扱地域にベトナムを追加)
- 2 平成25年10月17日改正
(改正部分：取扱地域にインドネシアを追加したほか文言の整理)

平成25年10月17日

公益社団法人 経営・労働協会 技能実習生無料職業紹介所

代表理事 佐藤理介